

第68回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 令和4年6月21日(火曜日)午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー27階
セントラルホール27

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件

目次

第68回定時株主総会招集ご通知……	1
〈添付書類〉	
事業報告……………	5
計算書類……………	22
監査報告……………	28
株主総会参考書類……………	34

◎株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルス（COVID-19）の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

◎総会会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置などの感染予防のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

◎事情ご勘案のうえ、議決権行使については、可能な限り書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）による事前行使をご検討ください。

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番24号

株式会社 UEX

代表取締役社長 岸 本 則 之

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示のうえご返送いただくか、後記「電磁的方法による議決権行使について」（3ページから4ページ）を御高覧のうえ、令和4年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第68期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権をご行使される場合は、代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uex-ltd.co.jp/>) に掲載しております。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(URL <https://www.uex-ltd.co.jp/>)



電磁的方法による議決権行使について

行使
期限

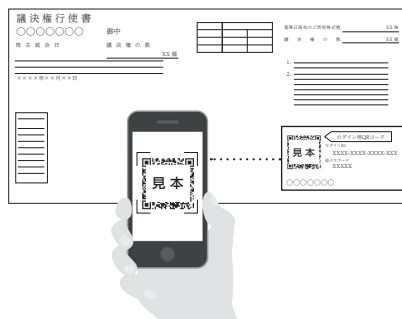
令和4年6月20日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

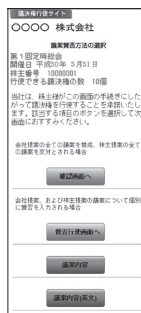
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次ページの「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

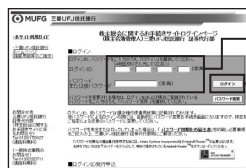
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

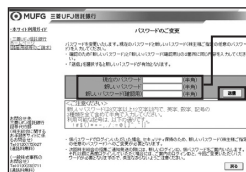
1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載
された「ログインID・
仮パスワード」を入力し
クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

3 新しいパスワードを登録
する。



「新しいパスワ
ード」を入力
「送信」を
クリック

4 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご
利用できない場合があります。

電磁的方法による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラット
フォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

〈添付書類〉

事業報告

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の断続的な影響やそれに伴う行動制限の発出がありながらも、ワクチン接種が進展したことにより徐々に持ち直しに向けた動きが見られました。一方で、半導体不足による各産業への影響や原油など資源価格の高騰、急激な為替変動もあり、依然として不透明な状況で推移いたしました。また、2月後半には「ロシアによるウクライナ侵攻」という事案が発生し、世界規模で景気の先行きに対する不安が高まるに至りました。

ステンレス鋼業界におきましては、原料や副資材価格の上昇を背景にメーカー各社は値上げを継続的に実施しました。これを受け、流通マーケットにおいても市況は強含みの展開となり、ステンレス鋼市場は需給タイトな状況で推移しました。その結果、令和3年暦年のステンレス鋼生産量（熱間圧延鋼材ベース）は、前年比18.7%増の257.9万トンと前年を上回りました。

このような状況の中、当期の連結業績及び配当は以下のとおりであります。

【連結業績】

当社企業集団の連結業績は、主力事業である**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**において、引き続き在庫販売に重点をおいた営業活動を推進するとともに、加工品やチタンなど高付加価値商品の販売に注力した結果、売上高は45,524百万円（前期は49,379百万円）となりました。利益面では、販売数量の増加やメーカー値上げに対応した販売価格の改定により売上総利益率が上昇し、営業利益は前期に比べ4.7倍の2,122百万円、経常利益は前期に比べ4.5倍の2,252百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ6.3倍の1,400百万円となりました。

当社企業集団は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、売上高についての前年比較数値を記載しておりません。なお、収益認識会計基準等の適用により、当期の売上高及び売上原価は、それぞれ16,175百万円減少しております。（この影響は**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**に限定されます。）

【事業別の業績】**<ステンレス鋼その他金属材料の販売事業>**

U E X単体のステンレス鋼の販売について、前期に比べ販売価格が8.6%上昇し、販売数量も14.6%増加したことに加え、連結子会社においても店売り販売や半導体関連向け販売が好調に推移したことにより、売上高は43,625百万円（前期は47,559百万円）となりました。営業利益は仕入価格に対応した販売価格の改定に注力したことにより売上総利益率が上昇し前期に比べ7.8倍の1,923百万円を計上しました。

<ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業>

国内建築分野のステンレス加工品販売事業及び中国における造管事業ともに堅調に推移し、売上高は前期に比べ12.3%増加の1,175百万円となりました。営業利益は、国内事業の増収効果に加え中国造管事業の売上総利益率が上昇したことにより、前期に比べ23.4%増加の150百万円を計上しました。

<機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業>

化学及び食品関連向けの受注がありましたが、大型物件の工事が延期となったことにより売上高は前期に比べ6.3%減少の725百万円となりました。物件工事における購買費用の削減に努めたものの営業利益は前期に比べ37.9%減少の48百万円となりました。

【配当】

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準としております。当期の配当につきましては、この基本方針に基づき期末に1株につき36円の普通配当を実施いたしたく存じます。すでに実施済みの中間配当金4円を含め年間配当金は計40円といたしたく存じますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は299百万円であり、その主なものは、当社におけるシステム関連投資並びに当社三島スチールサービスセンターにおける機械装置の更新であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中は増資などによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症に対する政府の政策やワクチンの普及により社会・経済活動がより正常化されることが期待されますが、一方でウクライナにおける戦争は長期化が懸念され、引き続き世界経済の先行きを注視していく必要があります。

ステンレス鋼業界におきましては、ニッケルを中心とした各種原材料価格の高騰や欧米各国のロシアへの経済制裁を背景に、ステンレス鋼市況は一段と「上昇・強含み」の展開が予想され、流通業界としましても従前とは次元の異なる局面に遭遇しております。このような状況の中で当社は、**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**におきましては、仕入価格の一段の上昇に対応した販売価格の改定が喫緊の課題であります。非価格面での価値ある流通機能の提供やサービスを高めることに注力するとともに、需要家に対し丁寧に説明をしております。また、在庫販売に重点をおいた営業活動を継続するとともに、加工品分野を中心に付加価値を高める提案営業をさらに充実させてまいります。加えて、チタン販売及び建材の拡販にも注力しております。一方で、コストと収益性を重視した販売を進めていくことにより収益力の向上に取り組んでまいります。

ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業につきましては、中国造管事業においては引き続き新規需要家の開拓が課題と認識しております。既存顧客の深掘りに加え中国に進出している日系企業を中心に営業活動を展開し、確固たる収益基盤を構築してまいります。

機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業におきましては、顧客基盤の拡大が課題と認識しております。そのため、機械商社や機器メーカーとの連携強化等により顧客開拓に全力を尽くしてまいります。

当社企業集団といたしましては、海外子会社を含めた企業集団相互の連携強化とシナジー効果の創出に取り組み、効率的な販売活動に注力してまいります。また、業務の効率化、営業活動の活性化にも取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底により、経営の透明性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第65期 平成30年4月から 平成31年3月まで	第66期 平成31年4月から 令和2年3月まで	第67期 令和2年4月から 令和3年3月まで	第68期(当期) 令和3年4月から 令和4年3月まで
①企業集団の状況				
売上高	49,539	56,433	49,379	45,524
経常利益	1,566	1,108	502	2,252
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,115	694	221	1,400
1株当たり当期純利益	101円19銭	63円01銭	20円02銭	127円06銭
総資産	35,239	42,182	39,437	45,663
純資産	12,075	12,734	12,831	14,437
②当社の状況				
売上高	47,720	46,029	37,630	28,695
経常利益	1,283	1,083	205	1,341
当期純利益	952	861	147	922
1株当たり当期純利益	86円41銭	78円11銭	13円37銭	83円69銭
総資産	33,329	35,613	33,689	37,911
純資産	11,129	11,427	11,550	12,605

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除しております。
2. 第65期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において在庫販売に重点をおいた営業活動を推進する一方、市況に対応した販売価格の改定にも注力しました。また高付加価値商品やチタン販売にも積極的に取り組み、高水準の利益を計上しました。
3. 第66期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において、引き続き在庫販売に重点をおいた営業活動を推進しましたが、販売数量は伸び悩みました。一方、連結子会社が新たに2社加わったことにより売上高は増加しましたが、売上総利益率の低下により親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
4. 第67期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において、引き続き在庫販売に重点をおいた営業活動を推進しましたが、営業活動が制限される中、需要の減退により販売数量が大幅に減少したことから、売上高の低迷により親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
5. 第68期(当期)の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
上野エンジニアリング株式会社	60,000	100.0	一般産業用機械装置の設計・製作
株式会社 U E X 管 材	12,800	90.0	鋼管、鋼材、継手、バルブ類の販売
ステンレス急送株式会社	10,000	100.0	貨物自動車運送事業
日進ステンレス株式会社	20,000	100.0	ステンレス鋼材の販売
株式会社大崎製作所	15,500	100.0	有圧換気扇ウェザーカバーのOEM生産
上海威克斯不銹鋼有限公司	US\$2,000,000	100.0	ステンレス鋼管及び加工製品の製造・販売
令和特殊鋼株式会社	280,000	100.0	ステンレス鋼・構造用鋼・磁石等の卸売
株式会社ナカタニ	10,000	67.3	普通鋼・特殊鋼・ステンレス鋼の製品及び加工品の販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

各事業区分に属する主要な商品などは次のとおりであります。

事業区分	主要な商品など	会社名
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	ステンレス鋼、その他の鉄鋼製品、高合金、チタン	株式会社U E X（当社） 株式会社U E X 管材 日進ステンレス株式会社 令和特殊鋼株式会社 株式会社ナカタニ ステンレス急送株式会社
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	ステンレス鋼製ウェザークーパー、ステンレス鋼管製品	株式会社大崎製作所 上海威克斯不銹鋼有限公司
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	一般産業用機械装置、エンジニアリングサービス	上野エンジニアリング株式会社

① 企業集団の売上高の内容

事業区分	売上高	構成比
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	43,625 百万円	95.8 %
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	1,175	2.6
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	725	1.6
合計	45,524	100.0

② 当社の品目別売上高の内容

品目	売上高	構成比
ステンレス鋼板	7,541 百万円	26.3 %
ステンレス鋼管	6,300	22.0
ステンレス鋼条	8,025	28.0
ステンレス鋼建材	2,395	8.3
その他のステンレス鋼	1,338	4.7
小計	25,598	89.2
チタン合金	1,926	6.7
高合金特殊鋼	382	1.3
普通鋼・特殊鋼	161	0.6
その他	630	2.2
合計	28,695	100.0

(8) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

① 当社

事業所	所在地	事業所	所在地
本社 (支店)	東京都品川区	(スチールサービスセンター)	
大阪支店	大阪府大阪市	三島スチールサービスセンター	静岡県三島市
九州支店	福岡県北九州市	伊勢原スチールサービスセンター	神奈川県伊勢原市
北陸支店	新潟県新潟市		
東北支店	宮城県柴田町	(配送センター)	
(営業所)		東京配送センター	東京都江東区
名古屋営業所	愛知県名古屋市	大阪配送センター	大阪府大阪市
東海営業所	静岡県三島市	名古屋配送センター	愛知県名古屋市
		九州配送センター	福岡県北九州市
		北陸配送センター	新潟県新潟市
		東北配送センター	宮城県柴田町

② 子会社

上野エンジニアリング株式会社	東京営業所（東京都府中市）
株式会社 U E X 管材	本社（神奈川県伊勢原市）
ステンレス急送株式会社	本社（東京都江東区）
日進ステンレス株式会社	本社（神奈川県川崎市）
株式会社 大崎製作所	本社（福島県いわき市）
上海威克斯不銹鋼有限公司	本社（中華人民共和国上海市）
令和特殊鋼株式会社	本社（東京都中央区）
株式会社 ナカタニ	本社（埼玉県さいたま市）

(9) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	440名	(-) 4名
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	46名	(+) 4名
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	23名	(-) 1名
合計	509名	(-) 1名

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
281名	(-) 2名	43.4歳	17.3年

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,214 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,648
株式会社商工組合中央金庫	1,149
株式会社きらぼし銀行	590
三井住友信託銀行株式会社	566

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和4年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,000,000株(自己株式980,535株を含む。)
- (3) 株主数 4,824名(前期末比137名減少)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 商 事 株 式 会 社	960,000株	8.7%
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	696,000	6.3
三 井 物 産 ス チ ー ル 株 式 会 社	368,000	3.3
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	316,000	2.9
岸 本 則 之	295,100	2.7
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	268,000	2.4
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	235,000	2.1
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	218,600	2.0
U E X 社 員 持 株 会	189,140	1.7
福 井 利 彦	165,800	1.5

(注) 持株比率は、自己株式(980,535株)を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和4年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岸 本 則 之	
取締役専務執行役員	石 松 陽 一	営業統括
取 締 役	森 岡 恭 利	経営企画・総務・経理担当
取 締 役	伊 藤 哲 夫	
取 締 役	小 佐 井 優	
常 勤 監 査 役	森 強 志	
常 勤 監 査 役	寺 井 亨	
監 査 役	二 宮 茂 明	群栄化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役伊藤哲夫、小佐井優の両氏は、社外取締役（独立役員）であります。
 2. 監査役寺井亨、二宮茂明の両氏は、社外監査役（独立役員）であります。
 3. 監査役森強志氏は当社において長年にわたる経理部長の職務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、子会社を含めた取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料の全額を負担しております（ただし、子会社の取締役及び監査役分は子会社負担）。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成7年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は0名）であります。非金銭報酬として、平成19年6月27日開催の第53回定時株主総会において、業務上の必要により取締役に社宅を貸与する場合、社宅賃借料と社宅使用料の差額合計額は年額4百万円以内と決議いただいております。

監査役の金銭報酬の額は、平成18年6月28日開催の第52回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 数
		定 額 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬	
取 締 役 (うち社外 取 締 役)	156.8 (14.4)	153.5 (14.4)	3.3 (-)	- (-)	5名 (2名)
監 査 役 (うち社外 監 査 役)	23.4 (13.8)	23.4 (13.8)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合 計	180.3 (28.2)	177.0 (28.2)	3.3 (-)	- (-)	8名 (4名)

② 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する基本方針

当社は、令和3年2月19日開催の取締役会において取締役の報酬等の決定に関する基本方針（以下、「基本方針」）を定めました。取締役会は基本方針の修正を重ね、令和3年11月19日、取締役の指名・報酬に係る諮問機関として「指名報酬委員会」を設置することとし、取締役の報酬額等は業績連動報酬を導入したうえで指名報酬委員会における審議を経て取締役会が決定する内容に改めました。当社は、令和3年12月から取締役に對し修正した基本方針に基づき報酬等を支給しております。

指名報酬委員会の概要

- 構成員 取締役4名（社外取締役2名、代表取締役社長を含む業務執行にあたる取締役2名）
- 委員長 社外取締役の中からその互選により選定
- 役 割 取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬について客観的かつ公正な視点から必要な審議を行い、取締役会へ答申を行う

取締役の報酬等の決定に関する基本方針（令和3年11月19日修正決議）の内容

1. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

- (1) 取締役の金銭報酬は定額報酬と業績連動報酬とで構成する。報酬額の決定にあたっては、優秀な人材の確保と継続的な企業価値の向上に対する動機付けに配慮のうえ、会社業績、職責等を総合的に勘案するものとし、「指名報酬委員会」における審議を経て取締役会が決定する。

- (2)取締役の個人別報酬額（業績連動報酬を含む）は、以下のとおりとし総額において株主総会が決定した限度内とする。

取締役社長	年額1億円以内
取締役会長	年額6千万円以内
役付執行役員を兼務する取締役	年額6千万円以内
その他の取締役	年額3千万円以内

- (3)定額報酬は原則として報酬額の増減を行わない。ただし、以下の場合には減額調整を行う。

- ①赤字決算が見込まれる場合
- ②取締役による経営判断の誤りにより多額の損失を計上する場合
- ③取締役が責務に違反する行為又は禁止行為をした場合

2. 業績連動報酬等の決定に関する方針

業務執行にあたる取締役に対し業績連動報酬を支給する。その総額は連結営業利益のうち12億円を上回る部分に25/1000を乗じた額以内とし、個人別報酬額は「指名報酬委員会」における審議を経て取締役会が決定する。

3. 非金銭報酬等

業務上の必要により取締役に社宅を貸与する場合、第53回定時株主総会の決議にもとづき、社宅賃借料と社宅使用料の差額合計額は年額4百万円以内とする。

4. 報酬等の額の割合

非金銭報酬等は別枠とし、業務執行にあたる取締役の報酬額の割合は、定額報酬1に対し業績連動報酬最大0.3とする。

5. 報酬等を与える時期又は条件

取締役の報酬は月例報酬のみとし、毎月従業員に対する給与支給日に支給する。

6. 付帯事項

業務執行にあたる取締役には「U E X役員持株会」への入会を推奨し、取締役による自社株式保有の促進を図る。

③ 判断理由

- 1) 取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

令和3年11月以前に支給した取締役の報酬等については、令和3年11月19日修正前の基本方針に基づき代表取締役社長が決定しておりますが、その内容は社外取締役で構成する検証委員会に報告され同委員会から基本方針に沿うものであるとの判断を得ております。

委任に関する事項

委任を受ける者

代表取締役社長 岸本則之

委任する権限の内容

株主総会が決定した報酬総額の限度内における、取締役の個人別報酬等の決定に関する一切の事項

委任が適切に行使されるようにするための措置

決定した内容を社外取締役で構成する検証委員会に報告する

令和3年12月以降に支給した取締役の報酬等については、修正後の基本方針に基づき指名報酬委員会における審議を経て、その内容が基本方針に沿うものであることを確認のうえ取締役会が決定しております。

- ロ) 取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由（令和3年11月以前支給分のみ対象）
取締役会が定めた基本方針の限度内において内容の決定を代表取締役社長に一任することにより業務の適正かつ円満な運営が期待できると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

監査役二宮茂明氏は、群栄化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

- 1) 取締役伊藤哲夫氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を活かし、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ロ) 取締役小佐井優氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ハ) 常勤監査役寺井亨氏は、すべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、金融機関勤務による豊富な知識と経験から、取締役の職務執行を監査し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
- ニ) 監査役二宮茂明氏は、当期に開催された取締役会17回のうち15回、またすべての監査役会ならびにその他重要な会議に出席し、財務行政の豊富なキャリアと金融機関における企業経営者としての幅広い知見を活かし、取締役の意思決定における適正性を確保するための提言などを行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社が支払うべき報酬等の額	36.5百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36.5百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1.の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備と当該体制の運用状況に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 内部統制システム整備に関する基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び名誉会長は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役及び名誉会長規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また、当社は、執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内部牽制機能を持たせる。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に、文書等の保存及び管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス・与信・財務等に係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなかで専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対策を決定する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社管理規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その任命・異動・考課等については、監査役と意見調整を行う。

⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について前払及び償還を受けることができる。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・ 経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 定期的に監査役と内部監査室が情報及び意見交換を行う
- ・ 会計監査人から監査役に対し会計監査内容について説明を行う
- ・ 全ての稟議書を監査役の閲覧に付する
- ・ 通知・報告したことを理由として、通知・報告者に不利な取扱いをすることを禁止する

(2) 内部統制システムの整備・運用状況

上記の基本方針に基づき、当期（第68期）における内部統制システムの取組につきましては、内部統制委員会（6月、9月、12月、3月）とリスク管理委員会（9月、3月）及びコンプライアンス委員会（5月、8月、11月、2月）を開催しております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その評価実施計画につき取締役会の承認を得て実行し、整備・運用状況を取締役に報告しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

(4) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」）に加盟し、特防連等が開催する研修会等に総務部担当者を参加させ情報の収集、一元管理を行っております。また、所轄警察等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求等に対し組織的に対応することとしております。

(注) 本事業報告の記載金額は、単位未満の端数を四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	34,308,234	(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 金	5,418,768	流 動 負 債	26,129,013
受 取 手 形	2,974,954	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,549,373
電 子 記 録 債 権	5,411,680	電 子 記 録 債 務	10,314,226
売 掛 金	9,462,747	短 期 借 入 金	5,422,900
商 品 及 び 製 品	10,601,959	リ ー ス 債 務	7,724
仕 掛 品	62,271	未 払 法 人 税 等	823,693
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	94,425	賞 与 引 当 金	437,539
そ の 他	283,362	そ の 他 の 引 当 金	3,000
貸 倒 引 当 金	△1,933	そ の 他	570,559
固 定 資 産	11,354,574	固 定 負 債	5,096,558
有 形 固 定 資 産	7,684,886	長 期 借 入 金	2,810,446
建 物 及 び 構 築 物	1,232,168	リ ー ス 債 務	15,189
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	527,090	繰 延 税 金 負 債	7,196
土 地	5,794,867	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	737,630
リ ー ス 資 産	21,207	引 当 金	108,998
そ の 他	109,555	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,339,440
無 形 固 定 資 産	993,981	資 産 除 去 債 務	25,436
の れ ん	656,512	そ の 他	52,223
そ の 他	337,469	負 債 合 計	31,225,571
投 資 そ の 他 の 資 産	2,675,707	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	1,789,281	株 主 資 本	11,739,245
長 期 滞 留 債 権	127,514	資 本 金	1,512,150
繰 延 税 金 資 産	341,485	資 本 剰 余 金	1,058,676
そ の 他	544,941	利 益 剰 余 金	9,412,922
貸 倒 引 当 金	△127,514	自 己 株 式	△244,502
資 産 合 計	45,662,808	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,092,041
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	716,057
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,331
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,451,035
		為 替 換 算 調 整 勘 定	13,589
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△91,971
		非 支 配 株 主 持 分	605,951
		純 資 産 合 計	14,437,237
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	45,662,808

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		45,524,473
売上原価		36,300,198
売上総利益		9,224,275
販売費及び一般管理費		7,102,567
営業利益		2,121,708
営業外収益		
受取利息	9,625	
受取配当金	53,570	
受取賃貸料	33,519	
販売手数料収入	8,550	
助成金収入	42,470	
為替差益	102,045	
その他	10,171	259,950
営業外費用		
支払利息	106,576	
手形売却損	18,826	
その他	4,129	129,531
経常利益		2,252,127
特別利益		
固定資産売却益	3,601	
投資有価証券売却益	68	3,669
特別損失		
固定資産売却損	22,137	
固定資産除却損	834	22,971
税金等調整前当期純利益		2,232,825
法人税、住民税及び事業税	881,857	
法人税等調整額	△114,267	767,590
当期純利益		1,465,235
非支配株主に帰属する当期純利益		65,117
親会社株主に帰属する当期純利益		1,400,118

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,676	8,107,630	△244,502	10,433,954
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△88,156		△88,156
土地再評価差額金の取崩			△6,671		△6,671
親会社株主に帰属する当期純利益			1,400,118		1,400,118
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,305,291	-	1,305,291
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,676	9,412,922	△244,502	11,739,245

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	487,175	846	1,444,364	△23,158	△64,632	1,844,595	552,780	12,831,329
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△88,156
土地再評価差額金の取崩								△6,671
親会社株主に帰属する当期純利益								1,400,118
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	228,882	2,485	6,671	36,747	△27,339	247,446	53,171	300,617
当 期 変 動 額 合 計	228,882	2,485	6,671	36,747	△27,339	247,446	53,171	1,605,908
当 期 末 残 高	716,057	3,331	1,451,035	13,589	△91,971	2,092,041	605,951	14,437,237

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,784,471	(負債の部)	
現金及び預金	2,345,509	流動負債	20,788,994
受取手形	2,383,427	支払手形	432,177
電子記録債権	3,524,904	電子記録債権	9,715,282
売掛金	7,436,913	買掛金	4,765,507
貯蔵品	7,841,156	短期借入金	4,683,000
前払費用	30,412	未払金	198,619
前払費用	67,908	未払費用	32,852
未収入金	28,746	未払法人税等	492,838
その他の金	122,299	前受金	68,453
貸倒引当金	5,309	預り金	39,264
	△2,110	賞与引当金	312,300
固定資産	14,126,975	その他の金	48,701
有形固定資産	6,489,144	固定負債	4,517,072
建物	891,716	長期借入金	2,754,000
構築物	24,071	再評価に係る繰延税金負債	737,630
機械及び装置	288,240	退職給付引当金	976,352
車両運搬具	496	その他の金	49,089
工具器具及び備品	78,410		
土地	5,206,211	負債合計	25,306,066
無形固定資産	305,580	(純資産の部)	
ソフトウェア	298,391	株主資本	10,467,764
ソフトウェア仮勘定	6,765	資本金	1,512,150
電話加入権	425	資本剰余金	1,058,008
投資その他の資産	7,332,250	資本準備金	1,058,008
投資有価証券	1,689,636	利益剰余金	8,142,108
関係会社株式	4,867,023	利益準備金	340,125
出資	17,291	その他利益剰余金	7,801,983
関係会社出資金	268,938	別途積立金	5,000,000
長期滞留債権	127,514	繰越利益剰余金	2,801,983
長期前払費用	8,096	自己株式	△244,502
保険積立金	107,454	評価・換算差額等	2,137,616
会員権	60,900	その他有価証券評価差額金	683,284
繰延税金資産	152,448	繰延ヘッジ損益	3,296
その他の金	160,464	土地再評価差額金	1,451,035
貸倒引当金	△127,514	純資産合計	12,605,380
資産合計	37,911,446	負債及び純資産合計	37,911,446

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	28,695,400
売上原価	22,453,958
売上総利益	6,241,442
販売費及び一般管理費	5,085,475
営業利益	1,155,967
営業外収益	
受取利息	436
受取配当金	117,277
受取賃貸料	36,511
事務受託手数料収入	2,737
販売手数料収入	8,550
為替差益	121,992
その他	6,333
合計	293,837
営業外費用	
支払利息	91,550
有形売却損	15,409
その他	1,735
合計	108,694
経常利益	1,341,110
特別利益	
固定資産売却益	1,500
投資有価証券売却益	68
合計	1,568
特別損失	
固定資産売却損	21,815
固定資産除却損	478
合計	22,293
税引前当期純利益	1,320,385
法人税、住民税及び事業税	476,106
法人税等調整額	△77,943
当期純利益	398,163
	922,222

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 利 益 剰 余 金	資 本 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	5,000,000	1,974,588	7,314,713
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△88,156	△88,156
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					△6,671	△6,671
当 期 純 利 益					922,222	922,222
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	827,395	827,395
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	5,000,000	2,801,983	8,142,108

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△244,502	9,640,369	464,191	821	1,444,364	1,909,375	11,549,745
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△88,156					△88,156
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		△6,671					△6,671
当 期 純 利 益		922,222					922,222
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			219,093	2,476	6,671	228,240	228,240
当 期 変 動 額 合 計	-	827,395	219,093	2,476	6,671	228,240	1,055,635
当 期 末 残 高	△244,502	10,467,764	683,284	3,296	1,451,035	2,137,616	12,605,380

独立監査人の監査報告書

令和4年5月10日

株式会社 U E X
取締役会 御中

Moore 至誠 監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 吉 村 智 明
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井 出 嘉 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UEXの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UEX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月10日

株式会社 U E X
取締役会 御中

Moore 至誠 監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 吉 村 智 明
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井 出 嘉 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UEXの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人 Moore至誠監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月11日

株式会社	U E X	監査役会
常勤監査役	森	強 志 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	寺 井	亨 ㊟
社外監査役	二 宮	茂 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主の皆様に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針といたしております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準といたします。当期の配当につきましては、基本方針を踏まえたうえで日頃の株主様のご支援に報いるため、期末に1株につき36円の普通配当を実施いたしたく存じます。なお、中間配当金4円とあわせまして年間配当金は1株につき40円となります。

また、財務の健全性と繰越利益剰余金の状況を考慮し、繰越利益剰余金10億円を別途積立金に振り替えることといたしたくご承認をお願いいたします。

(1) 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金36円
総額396,700,740円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月22日

(2) 剰余金の処分にに関する事項

- ① 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 名誉会長職を廃止することとし、名誉会長についての条文を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び名誉会長</p> <p>第19条～第24条 (条文省略)</p> <p>(名誉会長)</p> <p>第25条 当社は、名誉会長を置くことができる。</p> <p>2. 名誉会長は、取締役会の決議をもって選任する。</p> <p>3. 名誉会長の任期、報酬等、その他の事項は、取締役会において定める。</p> <p>第26条～第51条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役</p> <p>第19条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第25条～第50条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	きし もと のり ゆき 岸 本 則 之 (昭和31年3月4日生)	昭和54年3月 当社入社 平成11年6月 当社理事総務部長 平成13年6月 当社取締役経営企画担当兼総務部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画・経理担当兼総務部長 平成23年6月 当社専務取締役経営企画・経理担当兼総務部長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)	295,100株
2	いし まつ よう いち 石 松 陽 一 (昭和30年3月30日生)	昭和56年8月 当社入社 平成8年4月 当社九州支店長 平成13年6月 当社理事九州支店担当兼大阪支店長 平成16年10月 当社理事産機部・物流担当 平成17年6月 当社取締役営業総括・物流担当 平成18年4月 当社本社地区営業統括、物流担当 平成20年6月 当社本社地区および北日本・北陸地区営業統括、物流担当 平成23年6月 当社常務取締役 本社地区および北日本・北陸地区営業統括、物流担当 平成24年6月 当社東日本地区営業統括、物流担当 平成25年6月 当社取締役専務執行役員（現任） 東日本地区営業統括、物流担当 平成27年6月 当社 東日本地区営業統括 平成28年4月 当社 営業統括（現任）	102,300株

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	<p>もり おか やす とし 森 岡 恭 利 (昭和28年10月27日生)</p>	<p>昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成17年11月 当社入社 日進ステンレス株 式会社出向 代表取締役社長 平成24年4月 当社執行役員経理担当兼総務 部長 平成25年4月 当社総務・経理担当 平成25年6月 当社総務・経理担当兼経営企 画部長 平成26年8月 上海威克斯不銹鋼有限公司董 事長（現任） 平成27年4月 当社経営企画・総務・経理担当 平成30年6月 当社総務・経理担当 令和元年6月 当社取締役経営企画・総務・ 経理担当（現任）</p>	39,900株
4	<p>い とう てつ お 伊 藤 哲 夫 (昭和29年6月20日生)</p>	<p>昭和54年4月 環境庁入庁 平成13年1月 内閣官房内閣参事官（内閣官 房副長官補付） 平成15年7月 東西センター（アメリカ合衆 国）客員研究員 平成16年7月 環境省自然環境局総務課長 平成17年7月 環境省大臣官房会計課長 平成18年7月 財務省長崎税関長 平成20年7月 環境省大臣官房審議官 （併任：水環境担当審議官） 平成22年8月 環境省大臣官房廃棄物・リサ イクル対策部長 平成24年8月 環境省自然環境局長 平成25年7月 環境省退職 平成26年3月 一般財団法人国民公園協会専 務理事 平成26年6月 当社取締役（現任）</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
5	こさい まさる 小佐井 優 (昭和25年8月31日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成8年6月 米国住友商事ヒューストン支 店鋼管部長 平成14年4月 住友商事株式会社大阪鋼管・ 厚板・輸送機材部長 平成16年4月 同社鋼管本部国内鋼管事業部 長 平成18年6月 住商パイプアンドスチール株 式会社(平成22年4月3社統 合により住商鋼管株式会社 (*)となる。)代表取締役社 長 平成22年4月 住商鋼管株式会社(*) 代表 取締役社長 平成27年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤哲夫及び小佐井優の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役である伊藤哲夫及び小佐井優の両氏を東京証券取引所の定めに
基づく独立役員として届け出ております。
4. 伊藤哲夫、小佐井優の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概
要は、以下のとおりであります。
- (1)伊藤哲夫氏については、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与し
た経験はありませんが、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房内閣参
事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しており、その経
験と知識を活かし、当社において社外取締役としての役割を適切に果たしてきてい
ることなどから適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締
役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって8年となります。
- (2)小佐井優氏については、住商鋼管株式会社(*)において代表取締役社長を務め、企
業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助
言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ること
が期待できると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在
任期間は、本定時総会終結の時をもって7年となります。
- (*)住商鋼管株式会社は、平成31年4月1日付で住友商事グループとメタルワング
ループの国内鋼管事業統合会社として、「住商メタルワング鋼管株式会社」とな
っております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる第三者訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

ご参考：取締役候補者の専門性・経験

氏名	当社における地位	専 門 性 ・ 経 験						
		企業経営 事業戦略	マーケ ティング 営業	財務 会計	人材育成 企業文化	法務 リスク 管理	グローバル 経験	ESG、 サステイナ ビリティ
岸 本 則 之	代表取締役社長	●	●	●	●	●		●
石 松 陽 一	取締役専務執行役員	●	●	●	●			
森 岡 恭 利	取締役	●	●	●	●			
伊 藤 哲 夫	社外取締役(独立役員)			●		●	●	●
小佐井 優	社外取締役(独立役員)	●	●	●	●	●	●	

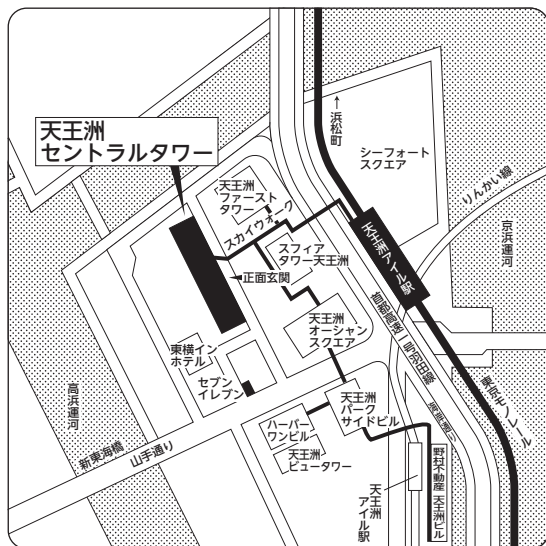
メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー27階
セントラルホール27
☎090-3698-2498
(当日のみの特設電話です)

- 浜松町駅より東京モノレールにて天王洲アイル駅下車
 - りんかい線天王洲アイル駅下車
 - 都バスご利用の方はJR品川駅港南口（東口）より天王洲アイル循環・りんかい線天王洲アイル駅行にて天王洲アイル下車
- ※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



◎株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルス（COVID-19）の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。体調のすぐれない株様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

◎総会会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置などの感染予防のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

◎事情ご勘案のうえ、議決権行使については、可能な限り書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）による事前行使をご検討ください。